

新型コロナウイルス感染症への刑事部における対応策について（2.3.25版）

1 情報流通

刑事事件については、警察、検察庁等から情報を得る機会が多いことから、勾留中の被疑者・被告人の状況について積極的に情報収集に努める。また、期日指定や進行予定の確認等の機会をとらえて弁護人からも情報収集に努め、在宅の被告人や在廷予定の関係者の状況などの情報も収集する。収集した情報は、刑事部内だけでなく、必要に応じて事務局とも情報共有する。

また、個別の事件に関する情報のみならず、警察や検察庁等における対応策等の情報も収集し、前同様情報共有に努める。

2 感染拡大防止策

(1) 引き続き、手洗いや咳エチケットなどの感染症対策を徹底し、洗面所等には注意喚起の張り紙をするとともに、各執務室及びA棟1階ロビーにアルコール製剤を備え置く。

(2) マスク着用

ア 通常法廷

① 法壇上の裁判官については、マスクの着用に必要性・効果が乏しいとの認識を共有する。なお、自ら体調に不安があるなどの場合には、マスクを着用する。

② 書記官、訴訟関係人、戒護職員、傍聴人等については、各人判断で着用することを許容する。

なお、傍聴人席以外の者については、手持ちのマスクがない場合には備蓄用のマスクを配布する。

③ 体調不良（発熱、咳等風邪の症状）を訴える者、体調不良であることが明らかな者にはマスク着用を促すほか、期日を早めに切り上げるなど柔軟に対応する。

#### イ 裁判員等選任手続期日における対応

- ① 候補者については、各人の判断で着用することを許容する。
- ② 体調不良（発熱、咳等風邪の症状）を訴える者、体調不良であることが明らかな者にはマスク着用を促し、手持ちのマスクがない者には備蓄用のマスクを配布する（感染予防のためにマスク着用を希望する者も同じ。）。併せて、当該候補者への対応につき裁判長に報告する。
- ③ 感染（感染の可能性がある場合を含む。）を理由とする辞退の申し出には柔軟に対応する。

#### ウ 裁判員への対応

イに準ずる。

#### エ 勾留質問時の対応

原則として、裁判官、書記官及び通訳人ともマスクを着用する。手持ちのマスクがない者には備蓄用のマスクを配布する。

なお、県警では、原則として、被疑者全員及び押送職員にマスクを着用させている。

おって、通訳人が感染のおそれを理由に裁判所への出頭に消極な場合の対応は、「検察官による弁解録取手続で遠隔通訳が実施される場合の勾留質問における通訳人の確保について」のとおり。

#### オ 法廷以外の手続室における対応

- ① 裁判官を含め、各人の判断でマスクを着用する。手持ちのマスクがない者には備蓄用のマスクを配布する。
- ② 体調不良者については、ア③と同様

#### カ 傍聴席の対応

- ① 前後左右半径 50 センチメートルの円を基準に傍聴人同士が触れ合わないような配席として、あらかじめ、着席可、不可の席を明確にし、傍聴

入出入口及び着席不可の席に張り紙を掲示する（別添参照）。

- ② 具体的な配席は別添のとおり
- ③ 特別傍聴席については、事案に応じて臨機応変に対応する。

### 3 業務の縮小等についての検討

原則として、3月23日付け当庁作成「新型コロナウイルス感染症への対応の基本的方向性について（業務の縮小等について）」（以下「基本方針」という。）によるほか、以下のとおりとする。

#### （1）当事者との対応等について

##### ア 感染等について事前連絡があった際の対応

- ① 訴訟関係人等から、事前に、体調不良（発熱、咳等風邪の症状）や、感染者と濃厚接触した可能性がある（ことを理由に、出頭できない）との連絡があった場合は、その体調不良の状況や程度等に応じて、柔軟に期日変更等の要否を検討する。また、書類等の提出については、郵送によることを提示する。
- ② 訴訟関係人等から、外出したり、裁判所に出頭したりすると、感染のリスクがあるので出頭しない（したくない）、との連絡があった場合は、感染予防対策をした上で出頭を求める。

##### イ 訴訟関係人等が感染等の疑いが見られた場合の対応

- ① 出頭した訴訟関係人等から、体調不良（発熱、咳等風邪の症状）の申し出があった場合又は体調不良が明らかな場合は、当該訴訟関係人等にマスクを着用させ帰宅するよう促し、期日の変更等を検討する。
- ② 当該訴訟関係人等と近接して対応した職員等（裁判官を含む）を特定し、手洗い、マスクの着用等の対応をさせる。また、その後、発熱等がないか経過観察するなど、基本方針に沿って対応する。

##### ウ 訴訟関係人等が来庁後に感染等が判明した場合の対応

新型コロナウイルス感染症に感染した訴訟関係人等（濃厚接触者）と近接して対応した職員等については、基本方針2(3)に準じ対応する。

エ 上記アないしウのいずれの対応をとった場合も裁判所内の情報共有を図るため、速やかに首次席あてに報告するとともに、事務局と情報を共有する。

(2) 職員等が新型コロナウイルスの検査で陽性と診断された場合の応援態勢等について

ア 自宅待機の範囲は、「第1刑事部」「第2、第3刑事部」「第4、第5刑事部」「刑事訟廷事務室」「裁判員係」ごと分けて対応する。

イ 原則として、事務分配規程の裁判事務の代理の順序の定めにより、代理の裁判官が当該裁判官の事務を引き継いで行う（刑事訟廷が行う後記ウの事務について、その日の担当裁判官が差し支える場合には、刑事所長代行が指名する刑事部所属の裁判官が担当する。）。

なお、書記官等の行う事務については、代理する裁判官の所属部の書記官等が行い、必要に応じて他の部、刑事訟廷及び裁判員係の書記官等が応援する。また、刑事訟廷又は裁判員係の書記官等が行う事務については、相互に応援するほか、必要に応じて他の部の書記官等が応援する。

ウ 応援を受けて行う事務は、身柄に関する事務（勾留更新、接見禁止、保釈請求等）及び起訴状謄本の送達事務を最優先事務と位置付け、原則として、指定済みの期日は取り消す。

エ 刑事訟廷事務室を閉鎖していることについてＨＰに掲載するとともに、同室入り口にも掲示する。

オ その他

令状当番（平日日中・休日・夜間当番）の裁判官から刑事訟廷に、自らが感染者又は濃厚接触者となった旨の連絡があった場合、連絡を受けた職員は、直ちに刑事所長代行に連絡し指示を受ける。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、傍聴を希望される方に、隣の席と間隔を空けて着席していただくよう、お願いしております。

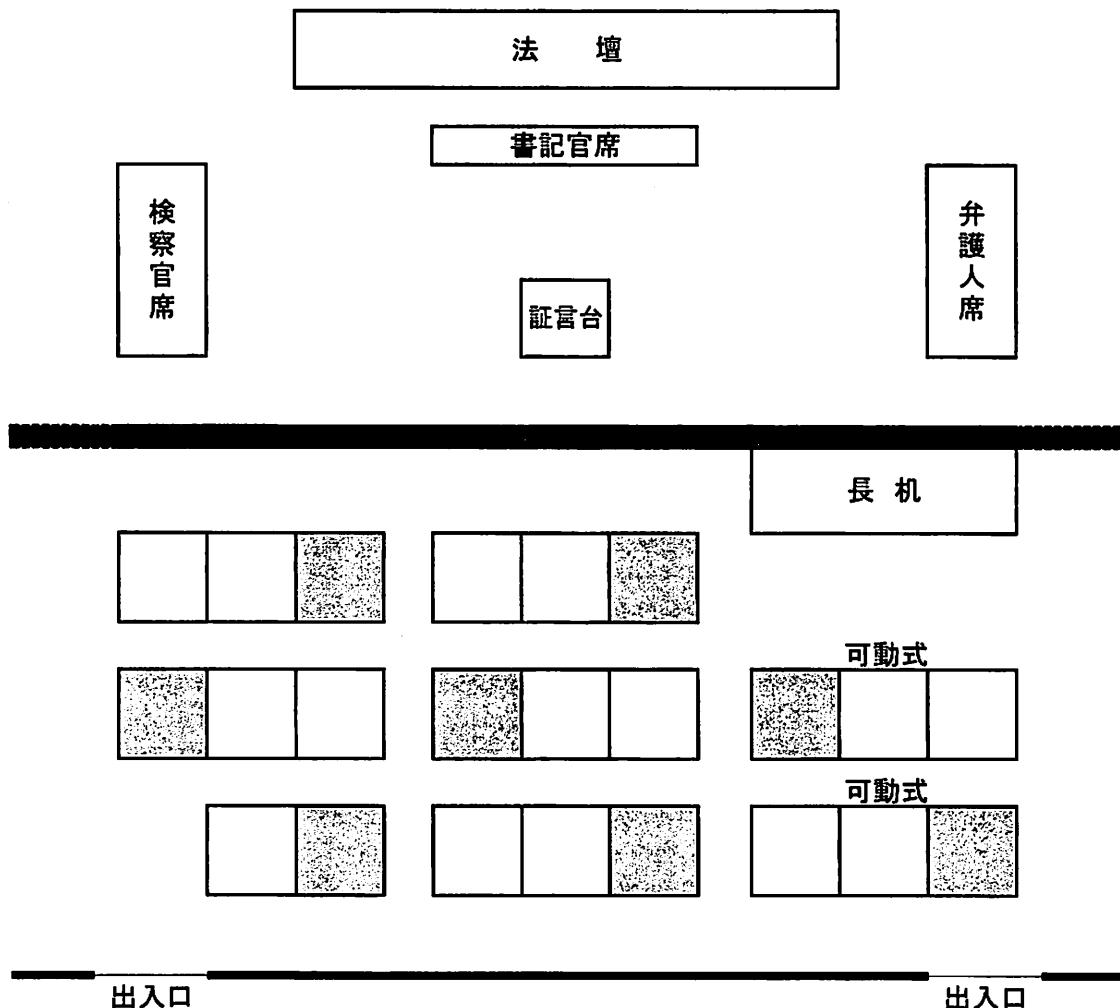
御協力のほどよろしく  
お願いいたします。

さいたま地方裁判所

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、この席は空けていただきますよう、  
御協力をお願いします。

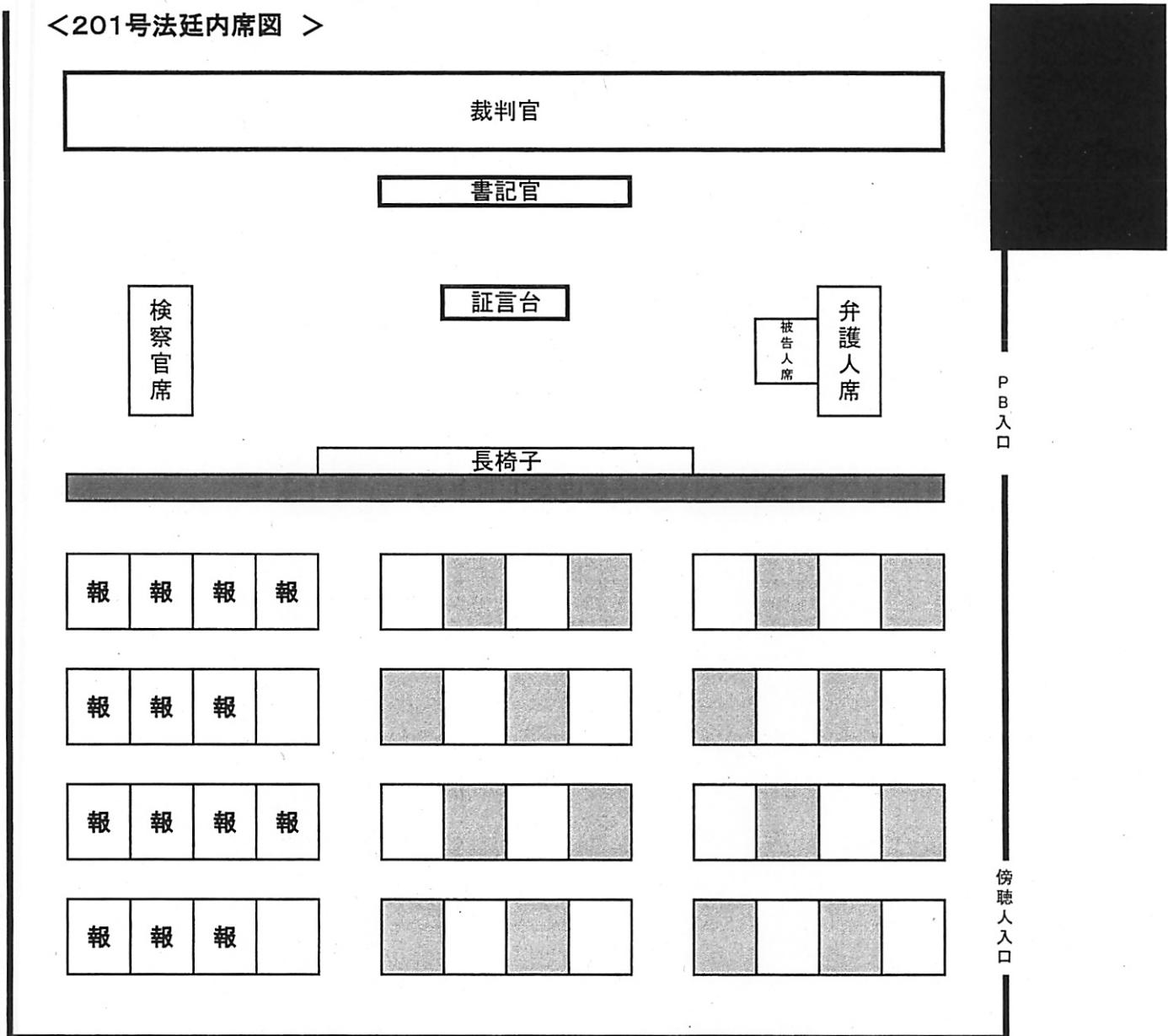
さいたま地方裁判所刑事部

## 【102号法廷内席図】



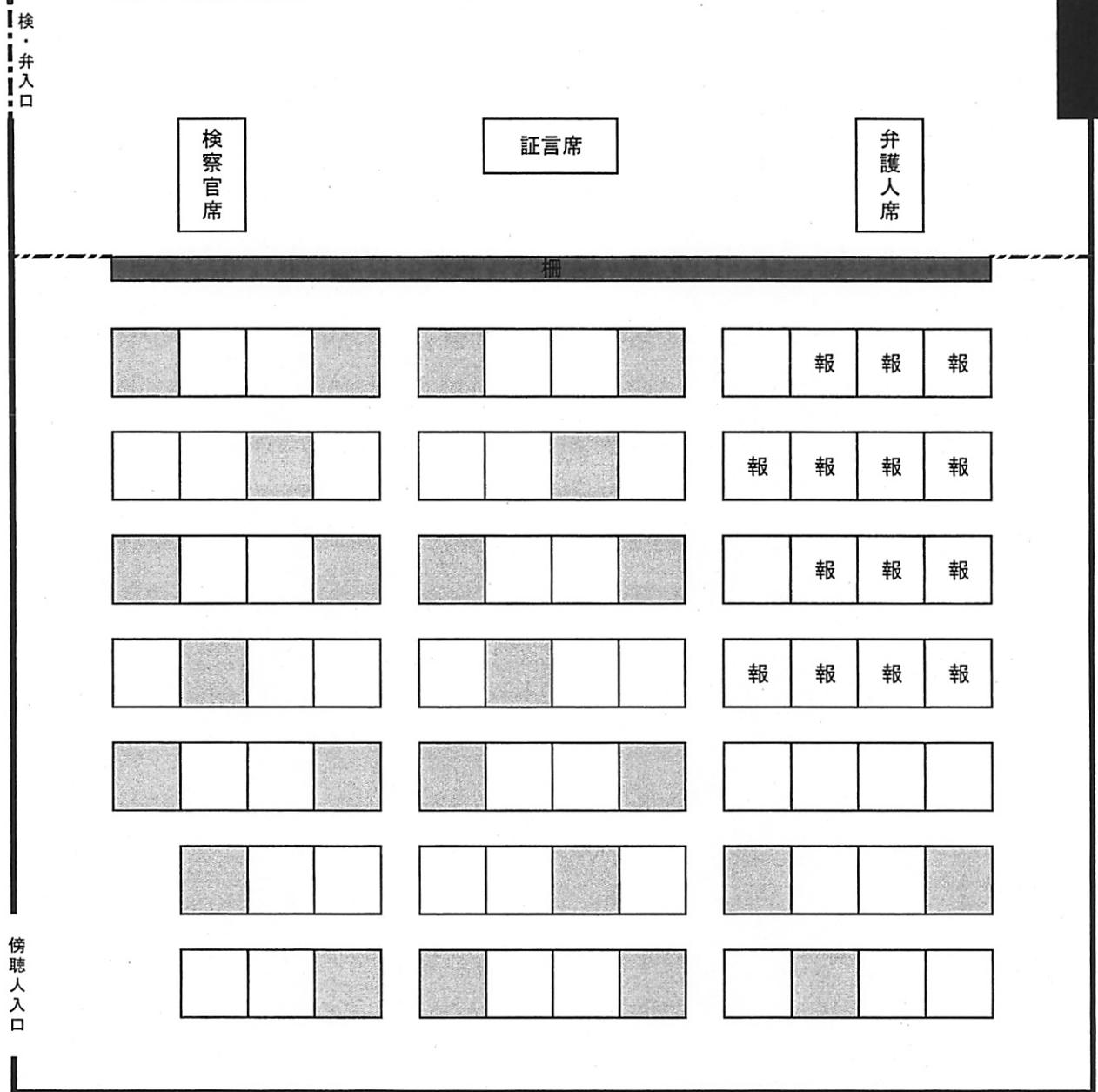
総座席	23
記者席	0
一般傍聴席	8
着席禁止席	15

〈201号法廷内席図〉



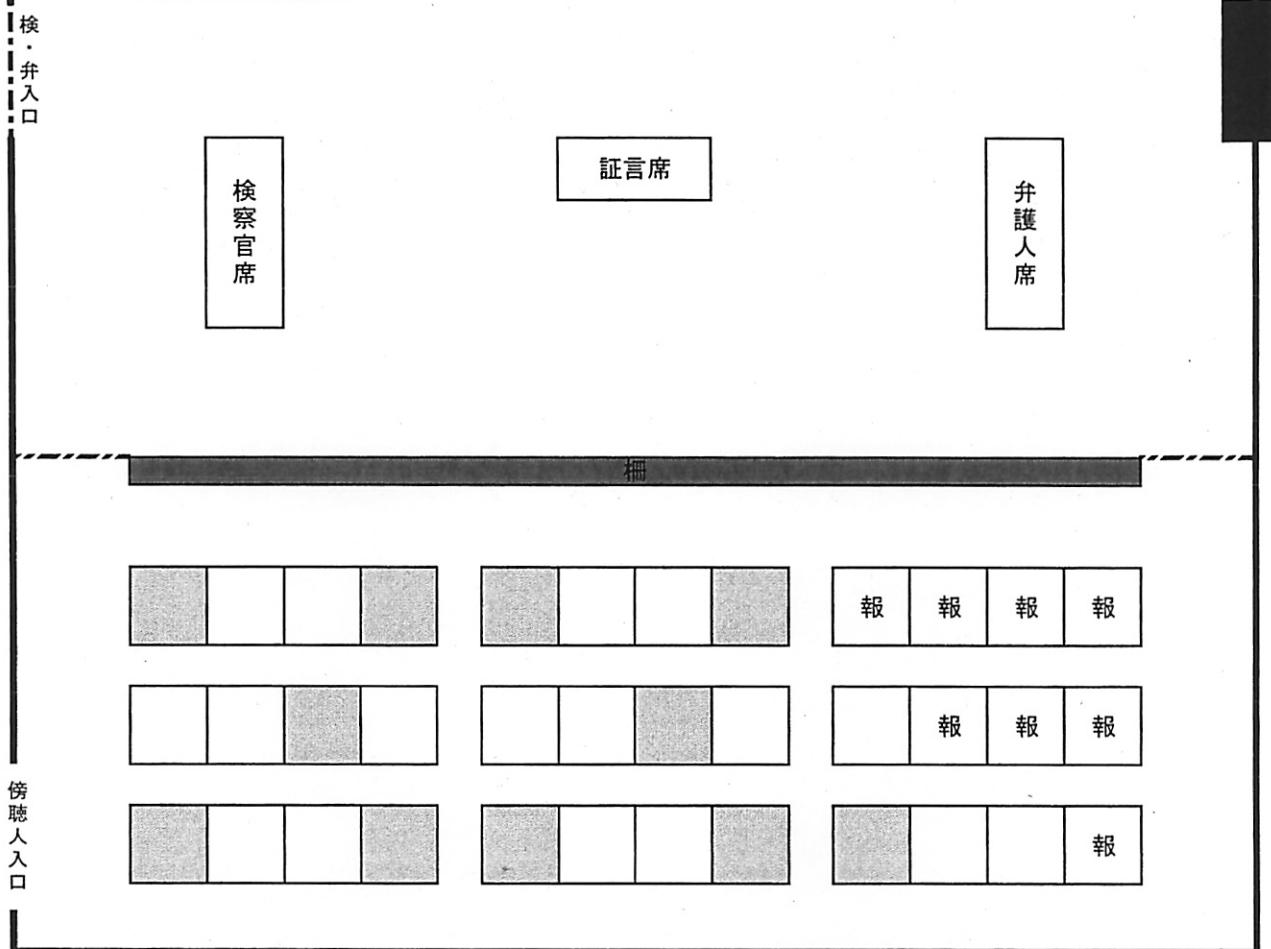
総座席	48
記者席	14
一般傍聴席	16
着席禁止席	18

### 【301号法廷内席図】



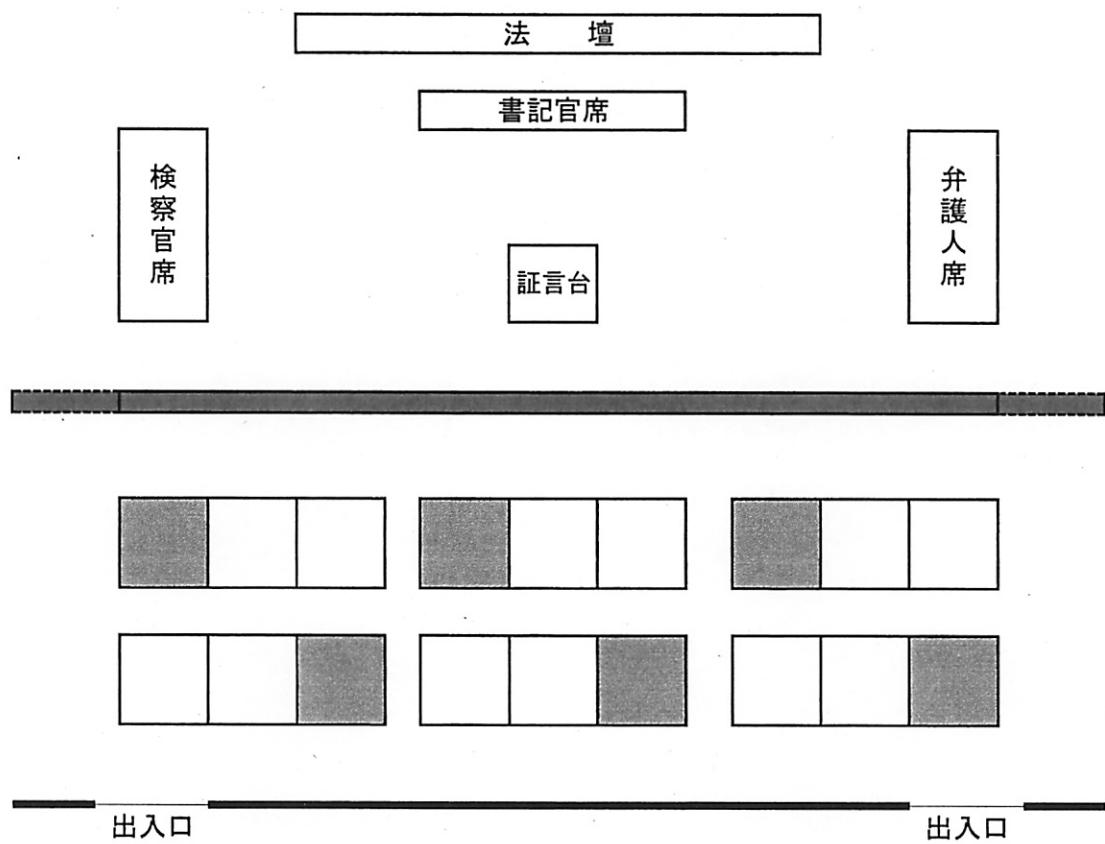
総座席数  
記者席  
一般傍聴席  
着席禁止席

## 【302号法廷内席図】



総座席数	36
記者席	8
一般傍聴席	11
着席禁止席	17

## 【501号法廷内席図】



総座席	18
記者席	0
一般傍聴席	6
着席禁止席	12